

## 動物愛護管理推進計画に基づく令和2年度実施計画

富山県動物愛護管理推進計画に基づき、「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、令和2年度の実施計画を次のとおり策定する。

### 1 期 間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 2 対象地域

富山県全域

### 3 主な取組み

#### (1) 重点事業

##### ① 法改正の内容の周知及び指導の徹底

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴い、動物取扱業者や動物の適正飼養に係る各種規制等が追加されたことから、動物取扱業者を中心に県民に対し改正内容を広く周知し、指導の徹底を行う。

##### ② 猫の致死処分頭数減少に向けた取組みの強化

動物管理センターで処分される猫に可能な限り生存の機会を与えるため、猫の譲渡等に関する事項を定め、ミルクボランティア等と連携し、譲渡事業を推進する。

##### ③ 不妊・去勢手術の推進

厚生センター・支所における猫の引取り数減少を図るため、飼い主のいない猫等への不妊・去勢手術への補助等により動物愛護推進員や地域等と連携し、不妊去勢手術を推進する。

##### ④ 災害時対策の実施

災害時に備え、県と関係機関との動物救護体制の整備及び防災訓練への参加を継続する。また、飼い主に対して、平常時から同行避難に必要なしつけやペット用品の備蓄等災害時対策の普及啓発を行う。

#### (2) 実施事業

別紙「富山県動物愛護管理推進計画に係る令和2年度実施事業一覧」のとおり。

### 4 達成状況の把握

令和2年度終了後、その達成状況について把握・検証し、施策の点検及び見直しを行う。また、達成状況について、その概要をホームページ等にて公表する。

富山県動物愛護管理推進計画に係る令和2年度実施事業一覧

項目	実施事業	実施時期	実施主体							
			県			富山市	市町村 (富山市を除く。)	動物愛護 推進員	関係団体	動物 取扱業者
			生活 衛生課	動物管理 センター	厚生 センター					
	改正動物愛護管理法の周知	随時	◎	◎	◎	◎	○			
	推進計画の周知	随時	◎	◎	◎	○				
動物愛護の 普及啓発	① ホームページによる情報提供(愛護事業、迷い犬猫情報等)	随時	◎	◎	◎	○				○
	② パンフレット・ポスター等による啓発	随時	◎	○	○	◎	◎	○	○	○
	③ 小学校等における動物ふれあい教室等の開催	未定	◎	◎				○	○	
	④ 子犬・子ねこの譲渡会の開催及び広報	随時		◎						
	⑤ わんわんパートナー(成犬譲渡)事業の実施	随時		◎						
	⑥ 動物愛護フェスティバル	秋頃	◎	◎	○	○		○	○	
	⑦ 猫の譲渡事業の拡充	随時		◎	○			○	○	
	⑧ 各種動物愛護事業情報の集約・周知	春～秋	◎	◎						
	⑨ 動物愛護ボランティアの養成	随時	◎	◎				○	○	
適正飼養	① 愛犬のしつけ方教室の開催	随時		◎	◎	○		○	○	
	② 不妊・去勢手術の推進	随時	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
	③ 動物の遺棄・虐待に関する通報の受付・対応	随時	◎	◎	◎				○	
動物による 危害・迷惑 問題の防止	① 狂犬病予防対策連絡会議の開催	未定	◎	○	○	○	○		○	
	② 犬の登録・狂犬病予防注射の必要性の啓発	随時	◎	○	○	◎	◎		◎	○
	③ 飼養相談受付	随時		◎	◎	◎		○	○	
	④ 苦情受付	随時		◎	◎	◎	◎			
所有者明示 措置の推進	① 所有者明示措置の普及向上	随時	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
	② マイクロチップの普及啓発	随時	◎	○	○	○			○	○
動物取扱業 の適正化	① 動物取扱業者への監視指導の強化	随時			◎	◎				
	② 動物取扱責任者研修の実施	秋頃	◎		○					○
実験動物	① 実験動物の飼養保管基準の周知徹底	随時	◎							
災害時対策	① 関係団体との災害時の連携体制の構築に向けた検討	随時	◎						◎	
	② 動物の災害対策に関する知識の普及	随時	◎	○	○	○	○	○	○	○
	③ 特定動物飼養保管許可の確認	随時	◎							
意見交換	① 動物愛護協議会の開催	未定	◎			○			○	
	② 動物愛護推進員通信の活用	随時	◎			○		○		
	③ 動物愛護推進員意見交換会の開催	随時	◎	○		○		○		

◎:実施主体 ○:参加・協力  
 ※  令和2年度重点項目